

『多可町高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』 Q & A

【令和4年12月9日時点】

| No. | 質 問   | 回 答  |
|-----|---|--|
| 1   | 補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。                              | 令和4年9月1日時点で、HP記載の対象サービスの指定等を受けており、かつサービスを提供している者（介護サービスにあつては介護報酬の請求がある者）が対象となります。令和4年9月1日時点で休止中の事業所や申請時点で廃止している事業所は対象となりません  |
| 2   | 補助対象サービスにないサービス種別は、対象外ですか。                            | 対象となるサービスはHP記載のとおりであり、以下のサービス種別は本事業の対象ではありません。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・（特定）福祉用具貸与（販売）</li> <li>・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業</li> </ul> |
| 3   | 介護予防サービスは、補助対象となりますか。                                 | 介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスと一体とみなします。   |
| 4   | 医療みなしの病院・診療所・薬局は補助対象ですか。                              | 令和4年9月1日時点で、サービスを提供（介護報酬を請求）している施設・事業所のみ対象となります。   |
| 5   | 補助の申請は事業所・施設毎になりますか。                                  | 介護保険事業所番号ごとの申請となります。   |
| 6   | 同一の介護事業所番号で複数回申請できますか。                                | 同一の介護事業所番号での申請は、原則1回のみとなります。   |
| 7   | 一つの事業所（介護保険事業所番号）で複数サービスの指定を受けている場合は、どうなりますか。         | 一つの事業所（介護保険事業所番号）で複数サービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスごとに計算されます。ただし、訪問系のサービスを複数指定を受けている施設・事業所においては、基準上の設備を共有する場合は、1つの施設・事業所と取り扱います。  |
| 8   | 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は泊まりと通いの定員がありますが、申請はどうなりますか。 | 泊まりと通いの定員それぞれで補助金額を算定します。  |

『多可町高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』 Q & A

【令和4年12月9日時点】

| No. | 質 問  | 回 答   |
|-----|--|---|
| 9   | 特定施設入居者生活介護や医療みなし指定の施設・事業所の定員数の取扱いはどうにすればいいですか。  | 国保連合会の令和4年1月審査分から令和4年8月審査分までの利用実績に基づき県が算出した人数と同数とします。   |
| 10  | 入所系サービスにおいて、短期入所療養介護の定員数の取扱いはどうにすればよいですか。  | 短期入所療養介護の定員数は、各本体の入所系サービスの定員に含まれます。   |
| 11  | 養護老人ホームと軽費老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、申請はどうにすればよいですか。                                 | 町HPに、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム事業者番号（物価高騰対策一時支援金用）」を掲載していますので、そちらの番号で申請してください。  |
| 12  | 訪問系のサービスを提供している施設・事業所において、複数サービスの指定を受けており、指定の住所が同一のため、1つの施設・事業所として補助金額が計算されていますが、基準上の設備を共有していない場合はどうすればよいですか | 基準上の設備を共有していないかどうか確認した上で、補助金額を決定しますので、連絡をお願いします。  |
| 13  | 申請には、原油価格や物価高騰による影響額が分かる証拠書類の添付は必要ですか。   | 証拠書類の提出は不要です。   |
| 14  | 障害と同一の事業所・施設か否かについては、どのように判断すればよいですか。  | 原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断してください。<br><br>※例えば、同一敷地内に通所介護事業所（介護）と生活介護事業所（障害）とがある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、『高齢者施設物価高騰対策一時支援金（本事業）』と『障害者施設物価高騰対策一時支援金』いずれか一方のみの申請となります。 |
| 15  | 同一の事業所・施設が、本事業と『障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』の両方の補助を受けることはできますか。  | 基準上の設備を共有する事業所・施設であって、『障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』の補助を受ける場合は、本事業の補助を受けることはできません。   |

『多可町高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』 Q & A

【令和4年12月9日時点】

| No. | 質 問   | 回 答   |
|-----|---|-------|
| 16  | 同一の事業所・施設が、本補助金と市町が実施する物価高騰対策の補助金の両方を受けることはできますか。 | 可能です。 |